

令和5年度 第2回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和5年度第2回仁淀川町農業委員会定例総会を令和5年7月27日仁淀川町林業振興センター2階大会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化推進委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 11名

欠席委員 3名

農地利用最適化推進委員 6名

欠席委員 1名

(事務局) 5名

3. 議案

議案第3号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第4号…非農地証明願の審議について

議案第5号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更（除外）申請の審議について

議案第6号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更（編入）申請の審議について

その他

開会

午前9時30分

事務局（●●） 令和5年度第2回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員会の出席数は17名、内農業委員は11名で過半数に達しており会は成立
会長挨拶

本日の署名委員（9番 ●● ●●委員 11番 ●● ●●委員）を指名し、議案の審議に入

る。

議案第 3 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

○受付第 7 号 (所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地●●

●● ●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番●●

面積 211 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

6 月 2 7 日に譲受人●●さんと事務局と私で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 8 号 (所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、愛媛県●● ●●

●● ●●さん、●●歳、●●

譲受人は、高岡郡佐川町●● ●●番地●● ●●

●● ●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番●●

面積 811 m²

●●字●● ●●番●●

面積 188 m²

合計面積 999 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

7 月 1 0 日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、父親と合わせて年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 9 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●● ●●

●● ●●さん、●●歳、●●

譲受人は、高岡郡佐川町●● ●●番地● ●●

●● ●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 695 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

7 月 1 0 日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、父親と合わせて年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 1 0 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●● ●●番地●●

●● ●●さん、●●歳、無職

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番●

面積 67 m²

●●字●● ●●番●

面積 4.06 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

合計面積は 71.06 m²、譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

7月18日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第11号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地●

●● ●●さん、●●歳、農業

譲受人は、京都市●● ●●番地●

●● ●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番●

面積 290 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

7月14日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、譲渡人●●さんと合わせて年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第12号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、大阪府●●

●● ●●さん、●●歳、農業

譲受人は、高岡郡越知町●● ●●番地●

●● ●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 514 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

7月19日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第13号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地●

●● ●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 155 m²

●●字●● ●●番● 面積 60 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

合計面積は215 m²、譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

7月19日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。

3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 1 4 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、愛媛県●● ●●番地●●

●● ●●さん、●●歳、●●兼農業

譲受人は、愛媛県●● ●●番地 ●●

●● ●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番●● 面積 10 m²

●●字●● ●●番 面積 232 m²

●●字●● ●●番 面積 121 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

合計面積は 363 m²、譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

7 月 1 9 日に譲受人●●さん、事務局と私で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 1 5 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地●●

●● ●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、

●●字●● ●●番 面積 105 m²

●●字●● ●●番● 面積 115 m²

●●字●● ●●番 面積 591 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

合計面積は 811 m²、譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

7月13日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第4号

（非農地証明願の審議について）

○受付第1号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、高岡郡佐川町●● ●●番地●

●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 277 m²

地目は、台帳は畑、現状は宅地となっています。

転用された時期は、平成15年月日不詳です。

転用した理由及び現在の状況は、平成15年月日不詳から宅地として利用し現在は空き家になっています。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員が欠席のため事務局報告〕

現地確認を7月13日に●●委員と事務局とで実施しました。写真で見えて頂きわかるとおり、すでに建物と敷地と一体利用していて平成15年ということで、もう●●委員と同一見解ではありますが、農地への復旧は困難になっている状況です。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

○受付第2号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、高知市●● ●●番地●

●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 257 m²

●●字●● ●●番● 面積 181 m²

●●字●● ●●番● 面積 422 m²

●●字●● ●●番 面積 233 m²

合計面積は 1,093 m²、地目は、台帳は畑、現状は山林となっています。

転用された時期は、昭和 48 年月日不詳です。

転用した理由及び現在の状況は、昭和 48 年月日不詳に植樹、その後伐採。平成 14 年国調のとき果樹を植える予定だったので地目を「畑」から変更しなかったがうまくいかず耕作放棄し山林化したということです。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

現地確認を 7 月 1 4 日に事務局と実施しました。写真で見て頂きわかるとおり、もうケヤキが太った状態でもう農地の復旧は諦めるということですのでよろしくお願いします。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

議案第 5 号

（農業振興地域整備計画に係る農用地区変更（除外）申請の審議について）

○受付第 3 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番●

地目は、台帳現況とも畑となっています。

除外面積は 685 m²の内 3 m²

変更の内容は携帯電話アンテナ基地局設置の為です。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

現地確認を 7 月 2 5 日に事務局立ち合いのもと実施しました。

農地の一部であり、周辺農地にも悪影響もないと思われます。また、他に適地もなく、必要最小限でこの場所は問題ないと判断します。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

議案第 6 号

(農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(編入)申請書審議について)

○受付第 1 号

〔事務局 ●●説明〕

中山間地域等直接支払交付金事業の対象農用地とするため農用地区域変更の審議をお願いいたします。

所有者は、仁淀川町●● ●●番地、●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番●

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●● ●●番地、●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●● ●●番地、●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番

地目は台帳・現況とも畑となっております。

引き続いて、

所有者は、仁淀川町●● ●●番地、●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番

地目は台帳・現況とも畑となっております。

この件については、全員賛成により編入を承認する。

その他

・地域計画について

閉会 午前 1 0 時 3 0 分

上記の会議の次第は、事務局職員●● ●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員